

プロフィール 木村 晋介氏 (きむら しんすけ)

1945年 長崎県生まれ

1967年 中央大学卒業

1970年 弁護士開業

木村晋介法律事務所所長

(社)日本消費者生活アドバイザーコンサルタント協会理事

通産省割賦販売審議会専門委員

日本カンボジア法律家の代表会

カンボジア市民フォーラム代表世話人

近 著「僕の考えた死の準備」法研

「裁判が良くわかる本」廣済堂出版・監修

「いろはかるたの真実」本の雑誌社・対談集

主な著書「消費者取引判例ガイド」有斐閣・共著

「二十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「六十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「キムラ弁護士大熱血青春記」本の雑誌社

「発作的座談会」本の雑誌社・対談集

「キムラ弁護士が駆けてゆく」角川文庫

「キムラ弁護士がうさぎ跳び」角川文庫

「巷にあふれるいい話」岩波ブックレット

「見果てぬ夢にサイドアタック」筑摩書房・対談集

「八丈島のロックンロール」筑摩書房

「竹林からかぐや姫」筑摩書房

「友縁家族 キムラ弁護士の大熱血交遊録」旬報社

連載エッセイ等「キムラ弁護士大熱血事件帖」本の雑誌社

プロフィール 高橋 利明氏 (たかはし としあき)

1938年 東京生まれ

1961年 早稲田大学法学部卒業

1964年 弁護士登録(東京弁護士会所属)

現在 四谷見附法律事務所

記録映画「日独裁判官物語」製作・普及100人委員会 事務局長

全国市民オンブズマン連絡会議・代表幹事

日本民主法律家協会・常任理事

青年法律家弁護士・学者合同部会議長(元)

日本弁護士連合会理事(元)など。

主な担当事件

加治川水害訴訟 多摩川水害訴訟 大蔵村・山崩れ訴訟などの災害国家賠償訴訟を手掛けた。現在は、自治体に対する情報公開請求訴訟、下水道談合損害賠償事件などの住民訴訟(行政訴訟)。第一勧銀、日立製作所ほかの株主代表訴訟などを担当。

著書 ドキュメント「現代訴訟」(日本評論社) 編集・共著

「日本を洗濯する」(教育史料出版) 編集・共著

記録映画「日独裁判官物語」を手がかりにして（レジメ）

—大東文化大学法学部法学研究所 第9回公開法律シンポジウム—

99. 12. 15

弁護士 高橋利明

1 製作の経過と上映運動の現状

- 96年11月に、私の所属する日本民主法律家協会で、フランスとスペインから、現職の司法官を招いて、裁判官の市民的自由についての研究集会を開きました。この協会としては、海外から司法官、裁判官を招いての研究集会は三回目のことでしたが、映画製作の企画の発端は、この集会の懇親会の席での、座興半分での「映画製作の提案」から始まりました。
- 1年余の準備を経て、昨年（98年）の4月、鬼追明夫日弁連会長の退任をまって、「100人委員会」の代表に就任してもらい、4000万円以上に上った制作費を、弁護士を中心とした、2500名以上の方々からのカンパが集まり、今年の5月に完成をみました。
- 一言で、この映画の製作意図を申し上げれば、わが国の司法の実情を国際比較で、ドイツの司法を鏡にして、考えるということになります。
- この映画の製作を進めて行く過程で、企画の段階では、想像もしていなかった寺西判事補の懲戒事件が起きました。この事件は、裁判官の市民的自由の必要性を具体的な形で示しました。また、ある遺言執行者を務める弁護士から、1000万円の寄贈があったりしました。募金に弾みがつき、大変助かりました。
- 今年は、司法制度改革審議会が発足したり、「裁判官ネットワーク」が誕生したり、ご承知のように、近時、にわかに司法制度論議をめぐる状況が急展開を始めております。全国の上映状況ですが、今年の5月から年末くらいまでに、上映回数は110から120回くらいになります。そのうち、弁護士会での上映回数は、40回にのぼり、未だ、未上映の弁護士会は、10と少しになりました。

2 なぜ、この映画を作ろうとしたのか

- 結論を申せば、裁判所が真に機能するためには、裁判官の市民的自由が必要だということと、わが国では、裁判官の市民的自由が、極端に制約されており、そのことが反映して、裁判所も本来的な機能を果していない状況にあるからです。

ここでいう裁判所の本来的な機能とは何か、ですが、それは、行政と立法の行き過ぎを咎め、足りないところを補うこと、監視とチェック、そして、経済的に弱い立場にある者が強い者から被害を受けたときは、これを適切に救済することだと、私は考えます。
- 社会秩序を破った者への刑事裁判や一般の民事紛争の迅速、公平な解決も、もとより

重要ですが、現代司法の機能は、すぐれて行政と立法の司法による統制、法の支配の実現です。行政や立法に対する監視機能をもたない司法は、奉行所のお白州裁判とあまり代らないものとなってしまいます。

○ ドイツの元大統領（ワイツゼッカー氏）は、司法の機能について、「裁判所は、強者に対する弱者の本来的な保護のための法の番人」だと言いました。また、この映画で、行政裁判所のゲンチェ裁判長は、「行政裁判所の使命は、それは、市民を行政の違法行為から守ると言うことです」と言っております。そして、ヘルビック裁判官は、「裁判官にとって、最も重要な任務は、社会的、経済的強者から、弱者を守ることです」と述べています。

○ これに対して、わが国の裁判所はどうでしょうか。

最高裁の約50年にわたる憲法判例を点検すると、官公労働者の争議権、政治活動は厳しく制約される。裁判官の市民的自由も厳しく制限されています。その一方、企業の政治活動、企業献金活動は、「法人にも人権がある」という論理で認める。そのうえ、政治資金収支報告書については、法律に、「閲覧できる」とあるのに、コピー請求をすると、「コピーは閲覧に含まれず」と棄却する。この法律の目的には、「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行なわれるようにするため」政治家が提出した報告書を閲覧させる、となっているのにです。そして、「一票の重み」の不平等は、長い間、放置されてきました。

○ 行政訴訟については、かねてから、提訴の要件がきびしすぎると言う批判があります。今日の状況を、学者はどう見ているのか、これを簡潔に点検して、おぐだけにします。

3 市民の皆さんにお願いしたいこと

今日、政府が設置した司法制度改革審議会の審議が急ピッチで進められています。その行き先は、まだ、はっきりしません。弁護士の増員はほぼ間違いがないでしょう。少し司法予算も増え、裁判官の増員がされ、建物も増えたりするという改善はなされるのだと思います。これは、ぜひやってもらいたいものですが、裁判所の改善が、コンビニの利便さの増大だけで、済まされては、改革には値しないと思います。

今日、お話させていただいた、司法の機能の根本的な改革がなされなければ、とても、次の一世紀のための改革とはいえないと、思います。そして、また、こうした根本的な改革がなされるのであれば、コンビニ的な改善は、あとからついてくるものと思うのです。裁判所が、政府や役所の代理人となって、裁判官や国民のやる気を押さえ、活動を押さえてきた結果が、今日の状況であると考えています。ぜひ、若い方や市民の皆さんに、裁判所のあり方、司法のあり方に目を向けていただき、政府の司法制度改革作業に関心を持ち、監視していただきたいと思います。

シンポジウム

所長 皆さん、こんにちは。今年の法学研究所主催の公開シンポジウムを開催いたします。

今日は、寒いところをお集まりいただき、ありがとうございます。会場の方もちょっと寒さが身にしみるような、そういう状況ですけれども、おいおい増えてくると思います。

シンポジウムも今年で9回目になります。今回は、最近のマスコミ等で取り上げられております法律の問題—裁判の問題を取り上げてシンポジウムをやりたいと計画いたしました。

最初、本日の進行について申し上げたいと思います。まず、ビデオをご覧いただきたいと思います。これは60分かかります。その後、内容、この問題について講師の先生方からお話をいただき、討論という形にしたいと思います。

今回お話いただくのは、司会もあわせてお願いする木村晋介先生です。木村先生は、例年このシンポジウムにご賛同いただき、司会をお願いしております。詳しく申し上げるまでもなく、多方面でご活躍の先生であります。

それからもう一方、高橋利明先生に今回はお願いいたしました。高橋先生は、「日独裁判官物語」というビデオをつくる100人委員会というのがありますが、その事務局長をされて、これをつくる仕事を重要な地位で進められた先生であります。ドイツにもいろいろ取材に行かれておられますので、ビデオには出てこないような貴重なお話も伺えるかと思えます。

そういうことで、地味なテーマですが非常に重要なテーマであります裁判の問題を取り上げて勉強したいということでもあります。

それでは司会の木村先生にバトンをお渡ししたいと思います。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

木村 皆さん、こんにちは。

今日のテーマは、今ちょうど日本の裁判がかなり大きく変わろうとしているということで、新聞などでも、これから裁判はどうも変わっていくらしいぞということが、連載で企画物で報道されたりしています。一番はっきりしていることは、弁護士の人数が増えるようだ。僕らが弁護士になった頃は、弁護士の数は1万人前後ぐらいだったと思いますが、今は2万人に近づきつつあって、司法試験の合格者も、私たちの頃から比べると今は倍になっていて、これが場合によると3倍、4倍になっていくという話が一つの方向としては目指されているようです。この大学からも合格者が2年連続して出ている。これから

ますたくさん合格者が出てほしいと思いますが。そういう意味で、一つは法律の担い手が増えていくということがあるようですね。

それから、裁判所にもできるだけ皆さんが近づきやすくしようということで、そのためのいろいろな努力もされていくでしょうし、裁判官も多少は増えるのでしょうか。中には、日本でもアメリカやイギリスみたいに陪審員制度を取り入れたらいいんじゃないかという意見もあって、そういう方向も目指そうという動きがある。

日本の裁判所はドラスティックに変わっていきそうだというムードはあるのですが、一つ間違えると、結局、弁護士の数だけ増えて中身はあまり変わらなかった、弁護士はともかく仕事のないところに人数ばかり増えちゃったものだから、やたら誇大広告してやれないようなことまでやれるような振りして、お客さんをだますような悪徳弁護士ばかり増えちゃった、そういう悲惨な結果になる可能性も極端に言えばあるわけで、市民にとって使い勝手のいい裁判所が目指されていくかどうか、今、大変大きな転換点に立っていると思います。

日本の裁判がどういうふうになるかという話を言うときに、ついつい僕らは何でもアメリカと比べてしまって……。僕なんかも、「ペリー・メイスン」というアメリカの映画で、あれは格好いなと思って弁護士になろうと思っちゃった口なものだから、ついついアメリカと比べて、アメリカの陪審員制は格好いい、弁護士もかなりパフォーマンスがいいとか、そういう面をちょっと見ちゃうわけですが、アメリカと日本の法制度はかなり基本が違うところがある。

日本の法制度というのは、明治時代ぐらいからドイツの裁判制度を入れてきたという経過があるんですね。戦後になってアメリカやイギリスのものをちょっと入れたのですが、基本は、大陸法系といわれている、特にドイツプロイセンの法律をベースに入れて日本の司法制度をつくってきたというところがある。しかも、第二次大戦ではお互い敗戦国同士であるし、その戦争の責任をどんなふうにかかっているのか、敗戦の中からも同時に経済的には立ち上がって非常に強い経済力を持つようになったという点でも非常に共通していますし、むしろアメリカと比べるよりはドイツと比べたほうがより見えるものが見えや



すいのではないかと、こういう発想で高橋さんたちが「日独裁判官物語」という映画をつくられたのですね。

その苦労話はまた後で出てくると思いますが、とりあえずこの映画を見てみましょう。見る中で、きっと皆さんの中にいろいろ問題意識が芽生えてくると思いますので、それに基づいて高橋さんに話をしていただきたいと思います。

それでは、上映をお願いいたします。

(記録映画「日独裁判官物語」 上 映)

木村 どうだったでしょうか、映画をご覧になった印象は。最初にそれから聞きましょうか。

どうですか、いつもいらしている一般の方、映画をご覧になった印象は。

フロアA 日本の裁判の実態というのは、初め、ちょっと想像できないようなことを感じましたね、ドイツの状態を見せてもらって。とにかく想像できないこと。

木村 あんまり違うんでびっくりしちゃったということですか。

フロアA びっくりしたですね。とにかく裁判の実態というのは生活からちょっと離れているから、日本の場合。かなり僕も関心を持っているつもりなんだけれども、今日のビデオを見た限りでは想像できないような隔りというか……。

木村 かなりショックを受けますね、これ。

ありがとうございます。

ほかの学生の方はどうですか。ご覧になった率直な印象を。

フロアB 見た感想ですけれども、ドイツの裁判官が登場する場面が非常に多くて、逆に日本の裁判官は、例えば裁判所の広報ビデオですとか、あとは退官された方のインタビューでしか構成されていずに、非常に閉鎖的な部分が際立ってしまって。

木村 出てこないんだもんな。

フロアB 出てこないから、結局、中がわからないわけで、非常に閉鎖的な印象を強く受けましたね。ただ、最後のテロップで、登場できなかったけど多くの現職裁判官の方の支持があったということは、今後ひょっとしたら変わるかもしれない希望があるかなと思うので、これからだなというふうなことを感じました。

木村 ありがとうございます。

フロアC ビデオを見て一番思ったのは、日本とドイツはすごい違うなと思いました。ドイツのほうを見ていると、あれが本来あるべき姿じゃないかと思いました。というか、法律というのは確かに今勉強していて難しいなと思いますが、そんなに特別なことをやっているわけではなくて、裁判官といっても特別な存在じゃなくて、サービスを提供するという意識がないとだめなんじゃないかと思います。特に日本の裁判所の裁判官は、転勤と

給料があると言っていましたけど、この前商工ローンでもめた日栄の社長とやっていることは一緒じゃないかなと思いました。

木村 回収が悪いと首になっちゃうというやつがあったね。

大分ギャップの大きさに驚いたという意見をいただきましたが、ドイツの裁判官のほうは、確かに市民に対するサー



ビスだということと、自分たちは市民と一緒にんだ、自分たちの市民的な自由も満喫しなければいけないのだということを言っている。それから、サービスの中身についても、人権を守るとか、国や行政から市民の権利を守らなければいけないとか、かなりはっきりした意見を言っているという感じがしました。

この映画をつくった側の「記録映画・日独裁判官物語製作・普及100人委員会」の事務局長である高橋さんを今日はお呼びしていますので、最初に20分ぐらい、今の会場の感想などを踏まえてお話をいただいて、また後から皆さんとディスカッションをしたいと思います。

高橋 ご紹介いただきました高橋でございます。今日は、小松先生、こういう映画会をやっただいて、またお呼びいただきまして、本当にありがとうございます。こういう企画がありますと、なるべくどこへでも行ってお話をさせていただいております。

今、三人の方から話を伺いましたが、この映画をご覧いただいた後で皆さんのご意見を聞くと、今お話が出たようなことが概ね出ます。

今日、レジュメを準備させていただきました。あれも言いたい、これも言いたいと欲張ってしまいますけど、20分だとそんなにお話しできないことがありますので、私の話が足りないところはレジュメとか今日お配りしたリーフレットで補ってください。

この映画は、最後のテロップにありましたように、2,500人以上の、弁護士が中心ですが、1万円とか2万円、もっと気前よく出してくださった方もいますが、いまの司法を心配する人たちの募金によって製作されました。そういう人たちの善意の結晶だということでございます。

○この映画製作の経過について



映画製作の経過をお話します。今から3年ぐらい前、96年11月に遡ります。この映画の協力団体となった日本民主法律家協会（日民協）という団体がありまして、ここには私も加入しておりますが、ここでは80年代の後半から、ヨーロッパの司法官と交流をしておりました。96年までに3回ぐらい、ドイツ、フランス、

スペインから現職の司法官をお呼びして勉強会（「司法制度研究集会」）をやりました。私どもも、その間に3回ぐらいヨーロッパに勉強に行きました。この映画の冒頭に出てくるドイツの連邦憲法裁判所の裁判官キューリングさん、あの方もお呼びしたり、90年には私どもが伺いまして、キューリングさんのご家庭でホームパーティーをやっていただいたというようなこともありました。映画でキューリングさんはバイクで出勤しますが、あれはホンダなんですね。司法はどうにもしようがないのですが、工業製品は、向こうの憲法裁判所の裁判官もご愛用いただいているということでございます。

木村 あれは自分の車ですか。私用の。

高橋 自車です。私はあの場面には行ってなかったのですが、憲法裁判所へ入る場面は、5回目ぐらいリハーサルがあったということです。監督の片桐直樹さんが非常に執心するとか、職人気質の人で。

木村 あそこはすごい象徴的な場面ですよ。

高橋 そうですね。

木村 自分のラッタッタみたいなのでスーッと入ってきちゃう。

高橋 「もう一回」「もう一回」とやったんだそうです。

こういう風に誘導されると、のって余計なことを言うから終わらないんですが、最高裁への登庁風景で黒塗り乗用車が入ってきますね。長官の車になると、カーテンが全部ついている。最高裁判事が乗ってくる車でも、ABCあるそうです。画面には結局出なかったのですが、面白い話があります。私は、おもしろ半分で出せ出せと言ったんですが、監督が首を縦に振らなかったのです。ある高等裁判所で撮ったのですが、そこでは長官の官舎と勤務先の裁判所と100mも離れてないのです。しかし、そこでも毎日、黒塗りで通うんですよ。ご本人は歩きたいかもしれないが、しきたりとか、運転手さんが失業しては

困ると思っているかどうか知りませんが、非常に権威的・形式的なところがあります。

そんなことを言っていると終わりませんので進めますが……。

木村 さらに脇にそらせるようですが、最高裁の判事が黒塗りで入ってきますね。最高裁以外の裁判官はどうしているんですか。

高橋 裁判官官舎からは大型バスが出ています。電車で来る人もいます。日本では地裁の所長、高裁の長官とかには公用車がついています。

木村 官舎からバスで一緒に来るわけですね。

高橋 そうです。

先ほどの日民協の司法研究集会の話に戻します。その研究集会で、ドイツやフランスのお話を聞いて、私たち参加した者は、いい話を聞いたと機関誌などを出すのですが、なかなか一般の方々にはその実情が伝わらないわけです。96年11月の集会の際、懇親会の席で「映画でもつくったらどうか」と、いわば座興で話をしたことがきっかけで出発したのです。その後、ドイツ司法の紹介者である北大の木佐茂男教授（映画の監修者）の協力を得、片桐監督に出会って、企画は具体化していきました。

「製作・普及100人委員会」が出発したのは、昨年（98年）の4月です。その年の3月まで、日本弁護士連合会の会長だった鬼追明夫弁護士に代表に就任していただいた。現職の会長が辞めてすぐこういう企画を引き受けたということは、弁護士会の中での社会的信用を大きなものにしました。鬼追さんは、今、債権回収機構の社長を務めております。あの中坊公平社長（弁護士）の後任です。鬼追さんが代表を引き受けたときに、「よく鬼追さんは高橋のドロ船に乗ったものだ」と、みんなそういうふうに言いました。それでも、カンパ活動は楽ではなく、「売る商品がないのに金を取るのは、原野商法以上だ」と言われたこともあります。もちろん、冗談なのですが。幸運もありました。なんと1,000万円を寄付してくださった方がいました。それはポケットマネーではなかったのですが、私のよく知る横浜の弁護士が遺言の執行者で、その亡くなった人は、社会的に意義のある事業があったら寄付してやってくださいという遺言を残していたのです。そういうことで、1,000万円をいただいた。それまでは胃が痛かったり、ときどき目が覚めたりしたのですが、以後、そういうことがなくなりました。結局4,800万円というお金が集まりました。

ドイツでの本格撮影は、昨年（98年）の10月で、新聞各紙には何回かこの企画が紹介されました。そして、今年5月、大勢の方の支援で、この映画の完成を見ることになりました。

私どもの企画の段階では全く予想しなかった問題が、次から次へ起きました。この映画にも出てきましたが、98年4月、「100人委員会」が発足して間もなく、寺西判事補の市民集会での発言が、裁判所法で禁止する政治運動になるのかどうかという事件が起きまし

た。この事件——私たちは「寺西さんが事件を起こした」とは考えていないのですが——は、もとより裁判官の市民的自由の大切さというものを訴えました。また今年、99年は、いよいよ政府が司法制度改革を主導するという動きになって、「司法制度改革審議会」というものが設置されて、いま議論がまっ盛り。今日、朝日新聞の「論壇」に、「裁判官ネットワーク」というこの映画の中にも登場している裁判官のグループの方が書かれています。今日、配布されていると思います。あとでぜひお読みいただきたいと思います。

この映画の上映は、現在までに全国各地で100回を超えておりまして、弁護士会でも、50の弁護士会の中であと11か12ぐらいを除いてそれぞれで上映会などを開催していただいている。こういうシンポジウムの冒頭に映画をやっていただいて、司法を考える集会のオードブルみたいなものになっていると思います。

○司法の機能についての日独の相違

続いて、この映像に出てきた、日独の裁判官のおかれた状況の違い、司法の機能の違いという点に移りたいと思います。

この1時間のフィルムを通じて皆さん既にご理解いただいていると思いますが、司法制度の根幹に裁判官の市民的な自由があることが基本なのだと。裁判所が機能するためには、裁判所全体が行政や立法府から干渉されず、独立しているということとあわせて、個々人の裁判官にそういう市民的自由が必要だということです。

裁判所の本来の機能とはどういうことかという点ですが、この映画の中でもたびたび出てきますが、行政の行きすぎ、足りないところ、立法の行きすぎ、そしてまた足りないところ、そういうものを補ったりチェックしたりという、行政に対する統制機能が裁判所で一番大事な機能だと思います。

言うまでもないことですが、裁判制度は、ヨーロッパでは、ギリシャ・ローマ時代まで遡りますが、中世には自治都市などで裁判制度がしっかりできていましたし、日本でも古くからありましたが、江戸時代になると詳しく紹介されており、その頃には制度がかなり整備されていました。テレビでおなじみの遠山の金さんやら大岡越前らが出てくるわけですが、ああいう形でのお白州裁判があったわけですね。民事も刑事もありました。もちろん刑事が主体になるわけですが、行政に対するチェックなんていうのは、当然ないわけですね。行政で何か問題があるとどうなるか。運がよければ水戸黄門が来てくれるということなんです。あれは、庶民の願望がああいう話になったわけですね。藩政に対してどうしても我慢ができないとなると、今度は佐倉惣五郎、命がけの一揆となるのです。わが国で、裁判所に行政や立法に対するチェック機能が認められるのは、新憲法で「違憲審査権」が規定されてからです。

またちょっと横にそれますが、お白州裁判はテレビでもよく出てくると思いますが、遠山の金さんや大岡越前守が出てくるときに、お白州に被告人が出てきて、お白州と奉行が座っているところに二段か三段の階段がありますが、江戸時代の実際には、ああいうものはないのですね。お白州と奉行が座っているところとは全く別の世界ですから、そこを連絡するような階段なんていうのはない。テレビでは、奉行が見栄を切るときにあそこへ足をかけたりして。

木村 もろ肌脱いで。

高橋 そうそう。被告の社会と奉行が座る社会とが、つながっているということはないんですね。

木村 結界があるわけだな。

高橋 そうですね。身分によって被告人の座る席も、違っていました。これも余分なことですが。

裁判所の現状を考えると、今、日本の裁判所では行政や立法に対するチェック機能がほとんどない。これはレジュメにも書いておきましたけど、ドイツのワイツゼッカー大統領は、現職時代に裁判所の機能について「裁判所は、強者に対する弱者の本来的な保護のための法の番人だ」と。ドイツでは大統領がこう言うのですね。日本の最高裁の長官だってこんなことは言わないです。大統領そのものは総理大臣とはちょっと違う趣きがありますが、日本の官側の人でこんなことを胸を張って言える人がいるのでしょうか。また、現職の裁判官でも、ゲンチェさんという行政裁判所の裁判長が、同じようなことを言っていました。「行政裁判所の使命は、それは、市民を行政の違法行為から守ることなのだ」と言っております。この映画の主演格のヘルビックさんというご夫婦で出られた方、あの方も「裁判所は弱者を守るところだ」と言っております。これが本当の裁判所の役割です。市民間で交通事故の問題とか建物の貸借の問題。市民相互の立場の強弱が必ずしもあるとも言えないような紛争の解決も大切ですが、裁判所の一番の基本の機能は、権力のチェックです。

力の強い者は、裁判所を使わないんですよ。まず、国がそうですね。国が原告になって何かをやらせるということは、沖縄県の知事が基地について言うことをきかないとか、かつて東京都の砂川町にも同様な問題が起きまして、時たまあるのですね。しかし、これは極めて例外的なことです。大企業もそうです。大企業が原告になるということは、特許訴訟とか例外はありますが、基本的にはないですね。もう一つ力の強いところで裁判なんか使わないというのがあるのですが、それは暴力団ですよ。行政も大企業も暴力団も、裁判所を使わない。それは、ほかに自分の言い分を通す手段をもっているからなのです。裁判所は、そうした力を持っていない人たちが救済を求めてくるのです。市民がそういうものとの関係で行政訴訟や国家賠償請求であるとか、大企業の公害事件であるとか、暴力団か

ら被害を受けたということで、強い者から被害を受けたとき、あるいは、その横暴を食いとめるとき、そういうときに救済を求めるのが裁判なんです。ですから、皆さんは裁判所へ行ったことはあまりないと思うんですね。

裁判所へ行かれたことがある方、ちょっと手を挙げていただけますか。見学でも何でもいいですけど。

(裁判所へ行ったことのある人 挙 手)

やっぱり今日の映画に来ていただいている方だけに、裁判所への関心が高いですね。普通、一般の市民ですと、こんなには手が挙がりません。

一般の市民からすると、確かにあまり行きたくない。裁判所には行かないでこしたことはないという方が普通だとは思いますが、ご自身の問題としては確かに裁判所へ行かないほうがいいに違いないかもしれませんが、そうも言っていない。また、人の裁判というのは常に自分の問題でもあると思います。

○最高裁判例を点検する

半世紀の最高裁の判例を3分、5分で振り返るとするのは難しいのですが、少しお話をさせていただきたい。30年ぐらい前からの話ですが、公務員の争議権、政治活動というのが、日本では先進諸国で例がないくらいに厳しいですね。ほとんど何もできない。

皆さん考えていただきたいのですけれど、もう20年以上前の事件ですが、最高裁の判決は判例になりますから、どんなに古くてもそれが変わらないとそのままになるわけです。公務員の政治活動の禁止。先ほど寺西判事補の事件も出ましたが、裁判官と一般公務員が違うといっても、同じ基調にあるわけです。どう考えても理解できないのは、郵便配達の方、これも郵政省の職員ですから立派な公務員ですが、現業ですね。その人が社会党の候補者の選挙ポスターを、時間外に貼った。これが国家公務員法が禁止する政治活動だということですよ。この人は刑事罰（罰金）を受けます（74年11月6日大法廷判決）。公務員は中立性を守らなければならないから、極端な政治活動は禁じられている。その中立性の保持という概念もあいまいで、非常に怪しいとは思いますが、仮に百歩譲ってそれを認めたとして、なんでポスターを時間外に貼って……。仕事にどんな影響をするというのですか。時間外の選挙のポスター張りで、仕事の公正らしさが疑われることになるのでしょうか。まったくばかげています。「猿払事件」といわれている最高裁の判例なのです。かつての一時期、公務員が、時の政権の大きな反対勢力を構成していた、そして市民運動を高揚するというか、「憲法価値の実現」というところの最先端にあった。そういう権力にとって都合の悪い勢力を抑えるために、国家公務員法を改正して、争議行為の全面禁止と刑事罰、政治活動の禁止と刑事罰の規定を取り入れるのですが、最高裁は、若干の紆余曲折を経て、

いっそう公務員の活動を規制する判決を重ねるのです。明らかに過剰規制です。以後、わずかな「政治活動」も刑務所覚悟でやるということになります。そういう形で人権というのが非常に制約される。こうした過剰規制が、今日のわが国の活力を大きく殺いでいると思うのです。

一方、企業の政治献金の問題ですね。八幡製鉄の政治献金事件は30年以上昔の話になりますが、ごく最近、自民党の亀井総務会長が企業献金問題で、田原総一郎氏のインタビューに答えて、「何と言ったって企業の政治献金は最高裁が認めてますからね」と威張ってるんですよ。そのとおりなのです。最高裁が何と言ったかということ、「法人にも人権がある。法人にも政治活動の自由がある」というのですよ（66年1月31日大法廷判決）。要旨ですがね。人権というのは、普通、自然人の生まれ持った権利のことですね。法人の権利（人権）がどこまであるかというのは、憲法の第3章には触れてありません。ある範囲で認められるのはいいけれども、公務員とかそういうものの本来の人権は、簡単に「全体の利益のために制約を受ける」と言うんだけど、何と政治献金になると、条件をつけずに「法人にも人権がある」と。しりとりみたいですね。政治活動の自由があるのだと、いうのです。確かに世界的に見ても法人の政治献金を認めるのは日本だけじゃありませんから、そのこと自体を否定するわけじゃありませんが、ごく簡単に「法人にも憲法の人権保障規定が適用されるのだ」と言うわけです。政治献金が政・官・財の癒着、腐敗を生むというのはもう改めて言うことはないと思うのですが、「人権」を認める場合の、そうしたマイナス要因については、ほとんど考慮しない。議論が公平ではないのです。

政治献金に関連して、政治資金収支報告書の市民からのコピー請求を認めなかった最高裁の判決を考えてみましょう。最高裁の体質をよく示す事件です。

政治家は、毎年の政治資金の収支を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることになっており、住民はその届け出られた報告書を閲覧することができるという法律があります（「政治資金規正法」）。ご承知のように金丸事件で政治献金についての規制の見直しができ、今年、政治家個人への企業献金がようやく禁止されるようになったわけです。

この法律の条文には、「国民の監視を十分にさせるために政治献金報告書を閲覧できる」と書いてある。しかし大政治家になりますと、膨大な報告書になっているんですね。こんなものを机の上で見たって、どこへ金が行っているんだかわからないですよ。金丸事件のときは、大阪から大挙して上京し、筆記をしたくらいです。

そういうことで、「閲覧」では政治献金の監視はできないので、当然コピーさせなさいよ、ということになった。大阪の市民がコピー請求をしたところ、選管から拒否され、訴訟となり、大阪高裁は、原告のコピー請求は正当と、原告勝訴の判決をした。選管が最高裁へ上告した。最高裁は、何と言ったかということ、「法律には閲覧と書いてある。コピー

とは書いてない」と請求棄却（95年2月24日判決）。冗談ではないですよ、全く。何という言い方だ。

私は、この事件を考えると、あの有名な裁判物語を思い出します。「ベニスの商人」です。シャイロックという高利貸しに借りた金が期限になっても返せなかった。その担保には借りた人間の胸の肉1ポンドが入っている、「肉1ポンドを切り取らせる約束」という話ですね。それがどうなるかは皆さんはご承知だろうけれども、ポーシャ扮する裁判官が「あなたは肉1ポンドを切り取る権利がある。しかし、血を1滴たりとも抜いてはいけない」と、判決をするのです。物語としては、胸のすくような名判決で、拍手喝采ということになります。

「コピーは閲覧に含まれず」という最高裁判決は、全く正反対の迷判決ですね。見ただけじゃ意味がないので、コピーをさせるのは当然のことだ。もともと政治家が自分たちが、本当に政治資金収支報告を明らかにするなら、コピーをしてもいいと条文に明記すればよかったのです。彼らが見せたくないのは誰もが知っている。全部点検されたら、どんなボロが出るかわからないということがある。裁判官はそれがわかっている。結局、最高裁は権力者に迎合して、「コピーは閲覧に含まれず」となる。最高裁は、こういう状況なのですね。

はしょりまして、選挙権、投票権の平等。千葉、神奈川、東京などの大都市の選挙権と過疎地のところでは、1票の重みが3倍、5倍も違うわけです。片方で、3万票台で1人の衆議院議員が誕生する。あるところでは、二十万票取っても当選できないことがあった。つまり、大都市の票の重み、選挙権の平等が著しく違っているわけです。アメリカでは、1.2とか1.3倍ちがうと定数を是正する動きが出る。しかし、日本では、3倍、5倍の違いを相当期間放置したときにはじめて「違憲」というのですが、けっして選挙の無効というような判断は出ません。ドイツでもフランスでも、1.2とか1.3になると、そういうものは裁判所に行く前に自動的に人口比例で配分するようになっているのです。日本も、正確には覚えていませんが、当初の公選法では5年ごとに人口比例で自動的に議席数が変わるようになっていた。それを与党は、当然与党というはずと自民党ですが、そういう法律を廃止しちゃうのです。どうしたって保守党というのは農村地区で大量に議員が出てくるわけで、人口比例で自動的にやったら、もう1980年代に、自民党の単独過半数はなくなっていたはずです。

私は、政権党、自民党が少なきゃいいとは思いませんけれども、農村地区での過剰代表という不公正な選挙制度の上に政権が維持されてきたのはおかしいし、それを最高裁が是正する機会が何度もあったのに及び腰で、それを正す判決をしない。要するに、最高裁は、行政や立法のチェック、監視ができないのです。これを言いたいのです。最高裁が本来の

機能を果たしていれば、政権党は、もっと緊張して、国民多数の支持を得るように、特定の集団や利益集団の利害を離れて、国民全体のための政策の選択を余儀なくされたと思うのです。最高裁が、眠ってきたことの社会的な損失は、小さくないのです。

○最高裁の役割のまとめ

今日、ベージュ色のリーフレットをお配りしていますが、ちょっと開いていただいて、1の「裁判所の現状」をご覧ください。お二方の大学教授が裁判所をどう見ているかということを書きました。各論をはしょってこれに譲りたいのですが、阿部泰隆神戸大学教授は、比較的穏健な学者です。行政法の専門家です。その先生がこう言っているのですね。「日本の裁判は、何だかんだと難癖をつけて、そもそも土俵に上がらせないのを得意技としている」。痛烈な皮肉ですね。相撲の土俵にあわせてこういうことをおっしゃっている。それから松井茂記教授、この方は大阪大学の先生で、情報公開で今非常に売れっ子の方です。その先生がある論文で、「最高裁判所は、圧倒的多数の事例では立法府や行政の行為を審査することをなるべく回避し、また憲法判断する際にも国会の判断を鵜呑みにするか、国会の判断を立法裁量として最大限尊重する姿勢を取ってきている。最高裁判所は、立法府の補完的な正当化機関としての役割を果たしてきた」と。こういう中庸な先生方ですら、非常に厳しい批判をしている。事実がこうなんですね。しかしこういう批判を浴びても、最高裁はなかなか変わろうとしない。

そういう思いがあって、ぜひこの映画を多くの方に見ていただいて、司法制度改革審議会、今年（99年）の7月に政府がつくったのですが、この企画の段階では全くここまでの司法改革の動きは予測していなかったのですが、ちょうど、よい時期に映画ができました。この映画をご覧いただいた方々がそれぞれお感じのことを、どしどし審議会宛に意見表明していただきたい。このベージュ色のリーフレットの一部に葉書をつくりました。これは私ども「製作・普及100人委員会」宛てになっていますが、今日ご覧いただいた感想などをお書きになって、裁判制度をどう変えたらいいか、もしご意見があったら出していただきたい。葉書は、こちらはお金がないので皆さん負担です。切手を貼っていただいて、少したまったら「100人委員会」から司法制度改革審議会に届けたいと思います。

大分時間が延びましたが、これでとりあえず終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

木村 今日、高橋さんは6時から都内で会合がありますので、5時にここを出なければならぬので、どうしても高橋さんに今聞いておきたいことがあれば。

フロアD 高橋先生自身は、司法制度改革で今の司法制度を具体的にどのようにすれば…。解決策というかその方向性、どう思っておられるのかということをお聞きしたい。

高橋 法務大臣は司法制度改革の担当大臣ではないでしょうが、かりに担当大臣とか、最高裁のそういう担当になったら、まず、最高裁の事務総局を解体したいと思っているんですね。そこには百何十人かの中堅エリート裁判官が集まっているのですが、そこが今の司法、一言で言えば官僚司法制度を牛耳っている。もともとは裁判官会議というのが各裁判所にありまして、管内の人事などをその裁判官で協議をした。今でも事件の配分ぐらいは形式的にやっていますが、司法行政にわたるものがほとんど行われていないのです。事務総局というのは裁判官が裁判をやりやすいように環境をつくるというのが本来の役目ですが、広い意味で事務総局は判決の中身まで統制しかねない。「憲法違反」なんてやると、僻地に飛ばしちゃうわけですからね。この映画に出てくる安倍元裁判官も、「個別訪問禁止は憲法違反」という裁判をやった方です。大体そういうことになると地裁の本庁には行かせず支部回り。もっとひどいと、普通の民事や刑事の裁判をやらせない。どうするかというと、家庭裁判所へやっちゃう。家庭裁判所だと、離婚事件とか家事の調停事件で、世の中がひっくり返るような、従軍慰安婦の賠償をせよとか、そういう事件を扱うことが一切できない。逮捕状などの令状事務もやらせない。寺西さんは令状審査のやり方をずっと批判してきた。判決が上訴制度によって、上でだんだん修正されていくというのは制度上やむを得ないけれども、そういう判決を出させないために、「憲法違反なんていう生意気なことを言ったら、どこへ行くかわかってるな」、というようにして判決の中身を牽制するのは、許されないことです。ですから、そういう事務総局を解体する。

もう一つ、ごく簡単にできることは、このリーフレットにも書いておきましたが、最高裁が一番問題で、最高裁が行政の言いなりというか、最高裁判事が憲法価値に照らして判決をするような、そうした人物が選ばれないことに根本的な問題があります。選任制度に欠陥があるのです。憲法裁判所や最高裁の裁判官の任命制度で、そのときの権力を持っている行政だけが任命できるというのは、OECD 諸国の中で、僕は全部調べたことはありませんが、例外的だといわれている。首相官邸の中だけで最高裁判事が決まっちゃうようなシステムのところではなくて、少なくともそのときの政権の反対勢力の意向を反映させるというのが、世界の潮流です。これを本格的に制度改革をすると、憲法改正をしなければならず、何年先になるかわからない。そこで、私が提案しているのは、今の制度で行政が任命すること自体はやむを得ないけれども、内閣総理大臣なりが、誰それさんを裁判官にしたいという内定段階で、国会の委員会で、例えば参議院の法務委員会で聴聞会をやる。これは、アメリカの最高裁裁判官の任命制度にヒントを得ている方式です。

アメリカでは、1人の最高裁判事が誕生するのに、上院の司法委員会で50時間、場合によっては100時間もかけて聴聞会を開き、徹底的に審査するのです。審査というのも、アメリカだったら FBI も活躍するのかもしれませんが、そういう秘密な調査だけじゃなく

て、テレビに全部放映されるのです。自分はどういう考え方で最高裁に入って裁判をやるのか、今まで裁判官だったら裁判官の経歴も問題になるし、学者もかなり多いですから、学者だったらどういう論文があるか、どういう考え方をしてきたか。そして、自分はこういう考え方で臨むのだと、国民の支持を得るべく演説するのです。所信表明をやる。過去のセクハラがわかって、なれなかった人もいます。共和党政権時代に、与党が推しても、共和党の議員が反対してなれないなんていうケースもありました。

日本ではそこまで行くかどうかかわからないけれども、とにかくテレビの前で国民に向かって、私が裁判官になったらどうしたいかということを書いてもらう。今のように全く政府だけに顔が向いた人間じゃない人物の選任を目指すのです。就任の抱負の建前論に縛られるだろうし、またそういう手続も経るとなれば、そこでパスしない人はノミネートされないわけですね。

それから、私は裁判所のことを口汚く言っているつもりはないんだけど、あまり誉めることはないので残念なんです。新憲法発布のときに、昭和で言うと23年、最高裁が発足するとき、そのとき初代長官の三淵忠彦という方はすばらしい就任の挨拶をする。「これからの裁判所は、どんどん違憲判決をやって、行政をチェックするのだ」と。半世紀前はそういう時代だったのです。片山内閣の時代に初代の長官が誕生するのですが、その人の思いを遂げることなく、時代の流れで今日のようなことになってしまうのですが、ちゃんと思い起こせばそういうことになるのです。大規模な制度改正を行う前提であれば、さまざまな改革案があります。それも、リーフレットにありますので、ご参照ください。

すいません、長くなって。とりあえず。

木村 ただ、今、僕は条件があると思うのは、ちょうど僕らが弁護士になったのが30年前ですが、そのときに、宮本裁判官が青年法律家協会というところに入っていたのでクビを切られるという事件があった。裁判官になろうという人が、裁判官にもそういう団体加入の自由があるのではないかと、政治的な発言をする自由があるのではないかと、私がニュース委員長をしていたんですが、その雑誌に投稿してもらったのです。その投稿が問題になって裁判官に任用されなかったという事件がありました。『全貌』とか右翼雑誌みたいなものがこんなことを言うヤツが裁判官になるというのはけしからん、と。ワアワア騒いで、そのうち国会の中でもそれに同調する動きが出てきて、最高裁がそれらに呼応していったという流れがあるのですが、その頃はまさに冷戦の時代ですよ。日本を取り巻く環境としては、特にアメリカの力は日本に対しては非常に強いわけで、日本が社会主義の影響を受ける国家になるということに対しては非常に恐怖感があって、そこで背後からそういう力が働いてああいう流れが出たと思うのですが、今は冷戦自体は終結している。それ以外に、今、北朝鮮の問題とか、まだ不安定要素はあるけれども、少なくともイ

デオロギー的な対立そのものがベースという時代ではなくなっているから、そこには新しい風は吹いてくる可能性がある。だからもっと自由な姿の裁判官像というものをこれから見ることはできるでしょうし、今言ったように、そういう時代に合わない最高裁事務総局を解体していくということも、裁判所自体の中からはなかなか難しいでしょうけど、裁判官を辞めた人とか、歴代の最高裁の長官とか、そういう人たちが言い出してくる可能性は十分ある。現実性のある問題だと僕は思います。

高橋 一言だけ付け加えさせていただきたいんですが、いつも私は裁判所の悪口を言う立場になっちゃうのですが、一つだけ誉めることがあるのです。

私は市民オンブズマンのほうもやっているのですが、皆さんは官官接待とかカラ出張の追及というのを新聞でご覧いただいたかもしれませんが、私どものグループは、地方自治体の情報公開条例に基づいて全国的にいろんな形の情報公開請求をやってきました。自治体では、最近は少しはよくなっていますが、私たちが請求した公文書について、墨塗りでこれを見せない、あれを見せないというようなことをやっています。これに対しては、私たちの仲間は全国で情報公開請求訴訟をどんどんやっています。この分野については、裁判所はすばらしいです。中にはちょっとおかしいというのもゼロとは言いませんが、私ども今ほとんど十何連勝ですよ。負けても、高裁ですぐひっくり返る。情報公開の分野もいろいろ広いですから全部が全部とは言えませんが、私どものオンブズマンが今まで訴訟でやっているのは、公費の使い道について墨塗りするなど。墨塗りするると裁判をやる。そういう分野では、ほぼ例外なしに勝っています。

そういうことによって、自治体もどんどん変わってきます。大勢の市民が立ち上がって、そして私どもにはマスコミが非常に好意的に報道して、そういう勝訴例などがあると新聞にかなり出ます。やっぱり裁判官もうれしいんですね、自分の出した判決が評価されて、こういう判決が出たと。

ちょっと前では考えられないような判決も出ています。情報公開では、アメリカのジェームズ・マジソンの言葉とか、10年ぐらい前のクラーク司法長官が情報公開法施行の日に、情報公開の意義を謳い上げた有名な演説があって、私たちの準備書面ではよく引用するフレーズがあります。去年（98年）の9月、鹿児島地裁の判決で、その2人の演説内容が判決理由の中に出てきたんですよ。判決理由の中にそんな文章が入ってくるなんて、もう信じがたい。その裁判官（合議）は、こういうことで情報公開は必要なのだ、県は隠しちゃいかんと。二、三年前では考えられないような変化もある。まだまだ、ひどい部分はいっぱいあるのですが、こと情報公開に関しては……。

情報公開については、裁判所が気前がよいのは、「情報公開をやらせても、行政に金銭負担がかかるわけじゃないから」という考え方もあります。私は、水害訴訟をずっと長い

ことやっていました。水害訴訟は、建設省側が負けると、その河川の安全性レベルを引き上げなければならなくなる。一河川の問題といたって、全国レベルでやっているから、一つのところでレベルを上げるといって、一遍に何千億円という負担がかかるのですね、理屈の上でいけば。裁判所は、そういう行政に金銭負担のかかる問題になると非常に渋い。なぜ、情報公開には積極姿勢を見せているのか、本当の分析はできませんが、お金の問題だけではなくて、情報をどんどん公開していくということは、それまでの行政のなんでも隠すという体質を変えていくという、かなり根本の問題に迫っているのですね。情報公開は、民主主義のインフラだと思っているんです。そういう点では、本当に裁判所は今誉めてあげたいという状況もありますので、皆さん、あまり裁判所に悲観だけはしないでいただきたい。さんざん悪口言っておいてあれかもしれませんが、そういうところもあります。それは、いま木村さんが言った「将来に向けての新しい可能性」という点で付け加えさせていただきます。

木村 裁判官も、やっぱり「もてたい」という気持ちはあるんだね。市民にもてたいという気持ちが基本にあって、それを露骨に表現してしまうと、自分の任地がどこへ行くかわからないという不安がある。だんだん東京が近づいてきたりする時にね、横浜とか静岡とか。何か妙な判決を出すと、ワーッと、これはハレー彗星軌道とあって、ずっと遠くのほうへ行っちゃって、もうほとんど戻ってこれそうにない。「あれ、ハレー彗星で行っちゃったな」というふうに言うんです。せっかく来たんだから何とか中央まで上り詰めたい、いずれは黒塗りの車で、という裁判官の夢みたいなものがそれぞれ経済的にもあって、その中でなかなか自分の思うような市民の感覚にあうような判決を書くことができないでいる。ところが、たまたま情報公開の問題は、最高裁がわりあい大胆な判断を出しちゃったわけね、大向う受けようと思って。そうすると、安心して下級審もやってくる。

今一番の問題としては、例えばまたすごく増えている交通事故とか、名誉が傷つけられたとか、この間セクシュアルハラスメント、ノックさんの事件がありましたけど、ああいふので例えば精神的に苦痛を受けたということになった場合に、慰謝料の額を幾らにするかというのがありますね。これは日本は極端に低いわけです。本や何かでひどいことを書かれたというケースでも、慰謝料50万とか100万とか。僕は何件かやっていますが、そういうレベルですよ。それで「勝った」と新聞で大報道してくれているけど、何年もかけてやって100万取って、これは本当は経済的には勝ってないんだね。そういうことがどうしてなされるかということ、上が高いのを出してくれてないから、急に突然高いのを出したらハレー彗星に乗っちゃうというのが、もう露骨にあるわけですよ、下の裁判官には。だから下の裁判官の人たちを集めて「こんな慰謝料、皆さんおかしいと思いませんか？」と言うと、「おかしい。日本の裁判所の慰謝料は安すぎると思います」とみんな言うわけです。

「どうしてそんな安いの出しているんですか？」と言うと、「やっぱりそれは上で1回大きいを出してくれないと、なかなか下から急に大きく上げるのは抵抗があります」と。最高裁の裁判官に今度はそれを聞くわけです。「下はそう言っている。上でドンと一発出したらいいじゃないか」と言う、「いや、そういうものは下からだんだん出してもらわないと、上から突然そういうことはできません」なんて言って、遠慮し合っているものだから、いつまで経っても日本の慰謝料は高くない。これは市民感覚からいったらものすごくおかしいですね。

アメリカの損害賠償の金額、あれもちょっと異常だと僕は思いますがね。突然、ハンバーガー屋か何かでコーヒーで火傷したら何億円も取れちゃうなんて、宝くじじゃないんだから。そういうのは実際にありますが、日本の場合は非常にちまちま周りを見ながらやっている。

ただ、情報公開に関しては、裁判所もどこかで「もてたい」という気持ちがあって、最高裁がドカンと花火を上げちゃったので、下の裁判官たちも、ここはやってもどうもハレー彗星には乗らないぞというので、わりあいリラックスしていい判断を出している。こういうところがあると思いますね。そういうふうに裁判官をリラックスさせていくことは非常に大事だと思いますね。

それから、寺西裁判官の問題が先ほど出ましたが、これは皆さんご存じですか。わからないのでちょっと説明してほしいという人があれば説明しますが、いいですか。先ほどの映画で大体わかりましたか。

もしも質問があったら、どうぞ。

フロアE 日本とドイツの司法制度の差ですが、先ほどの映画で、ドイツのほうが優れているのは明らかにわかりました。これからドイツから学んでいく上でのメリットはわかりましたが、それに伴うデメリットも当然あると思いますので、それも十分理解しておかなければいけないと思います。もしその代表的なものがあったら教えてほしいのですが。

高橋 特にデメリットを聞いてきたわけじゃありませんが、強いて言えば、裁判官が10年20年、同じところにいる。そのいいところもあるけれども、やっぱり澱むという面はあるだろうと思います。制度そのものは、転勤の問題はかなり大きいですが、例えば裁判官の市民的自由の法律の規定そのものは、日本でもドイツでもほとんど変わらないのですね。

木村 変わらないんだね。それをどう判断するかというところが全然違う。

高橋 運用では、ああいうふうに全く違っちゃうんです。ドイツの裁判官だって、何したっていいと法律には書いてないんですよ。やっぱり「程々にしろ」と書いてあるんです。程々にするというのが、あの程度なんですね。

この映画はドイツの全部の姿を描いてあるわけではなくて、核弾頭設置反対の意見表明

で、この映画の中で出てくる場面では不利益処分はなかったですが、ご承知のようにドイツは州（ラント）ごとにアメリカと同じように異国、外国みたいになっていまして、若干の懲戒を受けたケースもあります。ですから、ゼロではない。

それから、制度との関係のデメリットではないのですが、ドイツで映画に出てくる場面はみんな民事裁判の場面です。ドイツの刑事裁判というのは、これは警備が厳しい。映画の企画の主旨は光と影を対照することでやっていますが、東京でオウム裁判をやっているときに皆さん来られたかどうかわからないけど、弁護士は弁護士バッジを見せるとフリーパスになるんだけど、一般の方が入ると、金属探知機をくぐって、飛行機に乗るときみたいなチェックを今やっているんですね。ドイツはもっと厳しいです。刑事裁判所の法廷に入る場合は。それはやむを得ないというか、国際テロの事件があるわけです。実際に刑事法廷が爆破されたことがあります。映画の中では傍聴席と裁判官の席と何も仕切りがない、高くなっているところ（法壇）すらないのはあのおりですが、特定の裁判所には防弾ガラスが張ってある。実際に行ったハンブルグの裁判所でも、そうだったですね。イタリアでもそうです。マフィアがいるでしょう。刑事裁判の警備はものすごく厳しいです。普通に何でもない人が入る場合は、そういう探知機などで入って行って、別にそれ以上に何かをするというわけじゃないけど、警備という点だけで見るとそういう面もあります。だけどそれは、そうせざるを得ないような社会的な背景があるということだと思います。

ドイツの制度全体を観察して、メリット、デメリットを全部議論する知識、能力は、私にはないですが、ヨーロッパの民主的と言われている国は、基本的に権限が集中しなくて、行政なら行政、立法なら立法、司法なら司法で権力を分けて、そしてチェックしていくという、お互いのチェック・アンド・バランスというものが基本的に合意されて、各制度が運用されていると思います。

日本の社会というのは、裁判所が行政、立法をチェックしない。こう言うとちょっと民族論みたいになっちゃうと生産的でないからあまりしたくないんだけど、どうも日本の社会というのは、権限を分けてチェックするということが非常に不得手といいたいでしょうか。まず大きく言えば裁判所がだめだし、行政の中では公正取引委員会がだめでしょう。地方自治体で言えば議会、監査役、これがどうしようもない。どうしようもないから、市民オンブズマンがやるわけですね。株式会社で言うと監査役ね。

木村 警察でいくと監察官ね。

高橋 監察官も公安委員会もどうしようもないしね。金融行政でも、日銀が独立しているなんて言ったら、行政側から見て「金利を下げろ」と言って日銀がなかなか下げないと、「誰から任命されているんだ。次の日銀総裁は誰がいい」なんて政府や自民党でやるから、日銀は負けるわけですね。そういう権限を分けて、全体を良くするために多少きつ

いことでも言う。そういうことによって全体の組織が活性化する。そういう考え方をしないんだ。

さらに言えば、こういうわが国の通弊に対しては、人民というか民衆というか住民に、いろんな訴権を与える。公的な是正請求権を与えるのがよいと思うのです。地方自治体といえば住民訴訟ですね。地方自治体の首長、知事とか市長、あるいは職員が不正行為をやりと、住民が直接損害賠償請求できる。私が住民でも、私に払えというわけじゃなくて、東京都に払えとか、神奈川県に払え。住民としての立場で、その職員や首長が悪いことをしたときは弁償しなさいと。自治体に代位して自治体の損害を回復請求する制度なのでですね。企業が倒産しているとわかっていて補助金を出したとか、そういうのを損害賠償請求する。不正の防止には非常に効果的です。国の大臣とか大蔵省の役人とかの場合、それはできない。この前、防衛庁の調達庁の高官の背任事件があった。また、ジェット燃料を談合で高く売りつけているとか、ああいうことに対しても国民の訴権をあたえ、チェック機能を与えたら非常に緊張すると思いますよ。

日独の司法制度のことだけでなく、幅広くそういうことにも目をやっていく問題かなと思ったりしております。

とりあえず私はこれで失礼させていただきます。皆さん、晋介さん、申しわけございません。

木村 すごい忙しいところを、今日は無理して来ていただきました。どうもありがとうございました。

今までは地方の情報公開条例に基づいているいろんな情報公開をしてきて、300億ぐらいお金を取り戻しているんですよ、住民の払った税金を。国の情報公開法ができたので、今度はそれを国レベルでやれるようになる。それを彼が全国の代表としてやっていくので、私も応援しようと思っています。ぜひ皆さんも、ボランティア参加をしてあげてください。そういう意味では、日本のラルフ・ネーダーみたいな人です。

今日は、どうもありがとうございました。(拍手)

アメリカやドイツ等の司法制度にどういう点でデメリットがあるかということ、何でもいいことばかりではないはずだと思うんだね。例えば日本とアメリカと比べたときに、アメリカの場合は弁護士が多過ぎて、ともかく裁判を起こしたがる。起こすと、やたら勝つと、宝くじみたいにいっぱい金が取れるというので、訴訟を起こすこと自体がもう自己目的になっちゃって、「何か裁判を起こすことはねえか」みたいなことになっていって、そのために、本来権利主張として通るところも、これを権利主張として通した場合に相手に裁判を起こされたら莫大な費用がかかるからやめておこうとか、本来これは正しいやり方なんだけれども何か起こったら大変だからやめておこうと、そういうことが起こってくるでしょ

う。アメリカは裁判を起こすのが楽で、起こしたらたくさんお金をもらえるからみんな元気で裁判を起こそうということになっていいよ、弁護士もたくさんいて、というふうに言うけれども、そのことが行き過ぎてしまうと、そういうマイナス面も出てくるわけですね。

ドイツの場合は、そういう訴訟社会になっているということはないと思うんですね。日本よりはるかに弁護士は多い。日本は6,000人か7,000人に1人ぐらいで、世界で多分一番弁護士が少ない国だろうと思いますが、ヨーロッパの場合は1,000人か2,000人前後に1人ぐらいだと思います。ドイツもおそらく1,000人に1人ぐらいのレベルじゃないかなと思います。そんなに極端な訴訟社会ではないですね。そういう意味では、真似しても真似しやすい。アメリカまでいっちゃった場合の怖さというのはあまりない。

ただ、先ほど出てきたことで言うと、裁判官の身分保障がしっかりしていて、どんな判決を出してもどっかに転勤させるということはないし、給料も年齢給になっているわけね。低いコースに入っちゃうと大変だという流れもない。かつ政治活動の自由も、法律の条文上は同じような条文ですが、実際には非常に緩やかに解釈されていて、裁判官が「私はドイツ社会民主党の党员で、党の法務委員会のほうもやっているんで忙しくてしようがありません」とインタビューに答えているわけですし、反核何とかの会の会長がどっかの裁判官だったりするわけです。

一番衝撃的だった事件は、この映画の中にも出てきましたが、ムートラーゲンというところの事件で、NATOの核武装に反対して裁判官とか検察官が全部で19名、寒い中を米軍基地の前の道路に座り込みをした。これは刑事事件として立件されて、裁判にかけられたり、あるいは裁判所の中で懲戒処分の対象になるのですが、大変強い反対運動が組まれて、全国の裁判官、検察官554名の「この裁判官たちを処罰すべきではない。彼らの行動を処罰するのは間違っている」という意見広告が新聞にバーンと出るんです。そういう運動の影響もあって、結局、刑事事件も、「座り込みは業務妨害罪における要件としての暴行に当たらない」とかいう理屈をつけて無罪判決が出ちゃう。懲戒処分も、実際にはやられたところもありますが、結局あとでひっくり返って、誰も不利益処分を受けなかったという結果になっているわけです。

それはそれでよかったなという見方もあるかもしれませんが、かなり激しいある団体の政治運動なり、場合によると宗教活動なり、そういうものも裁判官として自由にやって、場合によってはそういう実力行使まで含めた行為に裁判官が顔を出す。

意見広告というのはすごい盛んで、ドイツ社会党の候補になったために教職員に就けなかったというケースがあって、その教職員が「これは憲法違反だ」と訴えた事件がありましたが、そのときに、全国の700名の裁判官が、自分はどここの裁判所の裁判官である

と、自分の裁判官という職名と所属裁判所を示して意見広告を新聞に出すのですね。これはさすがに問題になった。それは、「これに対して『憲法違反だ』という判断を出せ」という意見広告ですから、同僚の全国の裁判官がそうやってプレッシャーをかけているという感じになってしまうので、かえって判断をする裁判官の独立を侵すのではないかと、判断に対して不当なプレッシャーになるのではないかと。そういうことが実際にドイツの裁判の中で問題にされたことがあります。裁判官が裁判官として行動するとき、裁判官という職名や地位を、自分の思想・表現の自由を正当化するため、それに付加価値をつけるものとしてくっつけるという行動にまで自由の幅をどんどん広げていってしまっていると、今言ったように逆の問題も起こってくる。そういう心配をしなければならない。どっかで調整のための原理というのは必要なのではないかと思っています。

現に僕は、ドイツのムートラーゲンの米軍基地前の通路での座り込みの事件は、日本での裁判官の市民的自由を広げていこうという運動の目標にすべきものではないんじゃないかと。日本の裁判官に対する普通の市民の期待する像みたいなものも、こちらは頭に入れながらやっていかなければならないわけです。確かに裁判官が政党に入るのは自由かもしれない。裁判官が場合によっては選挙ポスターを貼るということも自由かもしれない。だけれども、裁判官という法を扱う人間であるということのことをことさら強調して個々の政治活動にかかわっていったら、その「裁判官である」という職名を顕示することが一つの思想・表現の中の重要な要素になっているというやり方は、とりあえずやめたらいんじゃないか。普通の市民として行動されたらいい。ただ、「あなたの職業は何ですか」と言われれば、それは「裁判官ですよ」と言うのは少しも構わないと思いますが、日本の場合は、「裁判官の言ったこと」の影響力が、多分ドイツやアメリカより大きいのもかもしれないですね。裁判官がそういうことを言ったのだから、もうそれに従うしかない。もしそういう国民的風土があるのだとすれば、そこに対する配慮はしていかなければならないから、どこかで調整原理をつくっていけばいいんじゃないかと思うんですね。必ずしも私は、日本の裁判官が米軍基地で座り込みができるようになってほしいと思っているわけではないので。そこにはどこかで調整の原理が必要だ。その調整の原理が必要最小限度のものでなければいけない。今はともかくひどすぎるということだと思いますね。

例えば寺西裁判官の場合は、盗聴法—通信傍受法というのができて、これから警察が裁判官の令状を取れば市民の電話を傍受することができるようになる、その場合にとにかく「裁判所の令状を取る」ということが要件なのだから安心してくださいという話があったときに、寺西さんは「いや、裁判官の令状といますけど、裁判官の令状はほとんどめくら判ですよ」ということを言いたくて集会に参加したわけです。そういうことは裁判官が一番実態をよく知っているわけですから、そういうことを我々市民に対して教えてくれる

ということは一つの情報の公開ですから、これは大いにやってもらったらいいと思います。

今日、皆さんのお手元に刑事手続関係の統計資料をお配りしましたが、例えば「被疑者の身柄拘束」というのがありますが、その中で認容されている率がどのくらいか。これは数字を見ていただければわかりますが、被疑者の身柄拘束を請求したら、99.9%は認められているということがこの数字の中からもわかりますし、逮捕状の却下率を見ると、0.2%とか0.3%とか、そういう数字である。令状の却下率も0.1%。今の銀行の利息よりは少し高いようだけれども、それにしても、国連が「ちょっとおかしいんじゃないの」と勧告せざるを得ないような低い数字になっていて、請求したらめくら判を裁判所が押しているということは明らかで、こういうことは裁判官の立場から批判するということは、やってもらわなければ困ることです。

ある裁判官の話によると、日曜日に逮捕するかどうか判断しなきゃならなくなるわけです。こんな分厚い記録をボンと家に持って帰って見て、罪名を見て、記録を本当にチェックするかというと、もう眼光紙背に徹して判断するしかない。「眼光紙背に徹して」というのは、目を鋭く記録の裏側まで見るようなつもりでその記録をにらんで一気に結論を出す。それは結局は、来た以上はそれは怪しいんだから逮捕したほうがいいぜと、こういう実情になっているんだろうと思います。

特に裁判官の職にある人が裁判官として国民に情報を提供するということが、政治活動だから何だからということで処分されるようなことは、あまりにもひどすぎるし、実際に最高裁までこれは争われたわけですが、15人の裁判官のうち5人の反対意見が出てますのでね。裁判所が下した判断に対して裁判所のトップ15人のうち5人が反対したということは、これはある意味では大変大きなことですよ。10対5で負けてはいるけれども、この5の持つ意味は過小評価できない。裁判所の中に何か変化が起きつつあるのではないかと、僕はむしろ思いますね。

そういう意味で、裁判制度が変わろうとしているわけですが、その中身が本当に市民に開かれたものになっていくかどうか、ぜひ皆さんも真剣に見つめていただきたいと思いますし、それから高橋さんの裁判所を使って市民のためにどういうふう to 情報を取っていくかという運動については、ぜひ皆さんも、誰でも参加できるわけですから、参加していただきたいと思います。

以上、時間を超過してお話ししましたが、終わらせていただきます。(拍手)

所長 どうもありがとうございました。議論はまだ続くと思いますが、時間もありませんので、第9回のシンポジウムはこれで終わりにいたします。最後まで熱心な討論をいただきありがとうございました。

(拍手)

— 以上 —

カンボジアの司法と 日本

木村 晋介

今年もカンボジアに行ってきた。九二年、UNTAACが展開した直後に訪れて以来、八回目になる。仲間の弁護士たちとこうやって通いつめている目的は、二〇年にわたる内戦の間にズタボロにされてしまったカンボジアの司法システムの再建、とりわけ法律家養成のお手伝いをする事。内戦の時代への逆行をさけるには、銃による解決から法による解決へと紛争解決のシステムを転換することが必須の課題だからである。七年前に行ったところには、たった四名しか現地に生き残っていなかった裁判官も、ここ数年の内に約一〇〇名にまで回復。弁護士も、数名だったものが、二〇〇名を超えた。傍聴した郊外の裁判所では、殺人未遂事件で無罪判決が言い渡される場面に立ち会うことができた。バイクの男性が、車に乗った

若い五人組の男から銃撃を受け負傷した事件で、三人の学生が被告とされ、捜査段階での自白にもかかわらず、証拠不十分で無罪となったのだ。決定的な問題は、学生たちが不法所持を認めていた銃と、銃撃の現場に落ちていた弾丸とが一致しなかった、ということにある。約一時間半の超迅速審理ではあったが、自白よりも証拠がモノをいったという点で見ると、確実に司法の息づかいを感じさせる瞬間だった。ただ、この裁判も、カンボジアの光の部分だけをみせているわけではない。学生の間はまだ氾濫する銃。学生たちはこの銃を使ってスパー強盗を働き、直接にはその事件で現行犯逮捕されているのだ。後にインタビューにに応じた地裁所長は、裁判所自体が時として銃の脅迫にさらされている、とその苦悩を語っている。

今回の直接の訪問目的は、中山研一教授の書かれた「刑法入門」のカンボジア語訳改訂版をブノンベン大の学生や司法関係者に届けることだった。アメリカやフランスも現地の法学教育には力を入れているのだが、彼等の支援がほとんど米・仏語ベースでなされるのに対し、細々ながら私たちの行っている支援は全て現地語ベース。これが学生たちには喜ばれている。国際社会に仲間入りするため、基本法の整備を急がなければならぬ彼らにとって、西欧生まれの法律と司法をアジア的風土の中に定着させた日本のシステムは特別大きな関心の的なのだ。

さらけにうれしいことは、同行された中山夫妻がカンボジアの美しさにすっかりハマって下さり、来年の一月には学生たちにこの本を使った集中ゼミを約束して下さい。今からカンボジアで迎える二〇〇〇年の正月が楽しみでならない。

日本に戻って、「日独裁判官物語」というドキュメンタリー映画の試写を観た。

守衛の敬礼に迎えられ、黒塗りの公用車で厳めしげに出動して行く日本の最高裁判事と、赤いミニバイクにまたがり、ひょうひょうとヘルメット姿で出勤してくる独連邦憲法裁判所判事。導入部で見せるこのコントラストの大きさに

も驚かされたが、ピアホールで自分たちで創った裁判コメディを演じ、高校では人権教育の課外授業を受け持ち、庁舎を市民に開放してパーティを開く、というドイツの裁判官の伸びやかな姿には、ただただ圧倒される思いだった。

ドイツでは、裁判官に問題のある懲戒処分がでると、何百人もの裁判官や検事が処分反対の新聞広告を出すという。市民に開かれた心は、自らの自由にも敏感なのだろう。ドイツの裁判官にとって、日本の裁判官が市民集会に出席したことで処分を受けたことも、このことに司法内部から何の反発もでてこないことも、ほとんど信じがたいことに映ったよう

だ。

日本の司法が銃で脅かされていないことは確かに有り難いことだ。しかし、日本の裁判官はまた別のことに脅え、萎縮しているようにも思える。日本の司法のあり様をどうアジアの人々に過不足なく伝えていくかについて、大いに考えさせられる日独対比の映画だった。

(きむら・しんすけ 弁護士)

裁判官よ、お元気ですか

木村晋介

まず皇居のお堀端を走る黒塗りの高級車が映る。車はそのゲートで数名の守衛の敬礼による「お迎え」をうけながら、いかめしい城砦のような建物にむかって静々と進む。

最近公開された、「日独裁判官物語」というドキュメンタリー映画の冒頭に紹介される、日本の最高裁判事の登庁シーンだ。

カメラはつづいて、ドイツの地方都市の街並みを映し出す。道にあふれかえるような乗用車やトラックの群の中を、真っ赤な小型バイクが一台、ぬうように走ってくる。そう、ラッタッタ、みたいなやつである。トレーナーのような服を着たこのバイク便運転手風の男は、ガラス張りの建物のわきでバイクを止め、赤いヘルメットを脱ぐ。もちろん、誰の「お迎え」もない。——これが、日本の最高裁に一番近い役割をもっている、ドイツ連邦憲法裁判所判事の登庁風景なのだ。

この映画が伝えたいと思っていることは、

なかなか見事に、この冒頭の場面で表現されている。

時間がかかって、お金がかかって、市民から縁遠い、という三重苦をかかえた日本の裁判システムの病気を説明しようとする、つつい、訴訟社会アメリカとの比較に走ってしまう。ところが、明治以来の近代化の過程で日本が主に下敷きにしてきたのは、ドイツの法システムなんだから、ここは一丁、このドイツと比較してやろうじゃないの、というねらいでこの映画はできている。

で、映画では当然、ドイツの裁判官が、いかに市民への接近をはかろうとしているか、が、映し出されていく。これがまた、なかなかイヤハヤものなんである。

裁判所を市民に開かれたものにするためには、まず、裁判所に市民を「お迎え」しなければイケないと、ドイツの裁判官たちは考えたようだ。ここがまずもって、裁判所が裁判官を「お迎え」してしまうという、日本との違いだ。

ドイツの裁判官は、裁判所をギャラリーとして開放する作戦をとり、美術展を開く。ウマイねエ。そのうえ、夕方になると、裁判所のロビーを使って、地元市民を招いてのワイ

ンパーティーをやってしまう。あっハッハ。やるもんですねエ。

あっハッハ、はこれだけではない。ドイツの裁判官のあるグループは、年一回、ピアホールを貸し切りにして、自作自演の裁判コメディを公演している。入場料は約600円。裁判官のやるコメディなんて、クサクて観る気にならない、とおっしゃる方が多いかもしれないが、この映画で見ると、ピアホールは満員の盛況。観客たちは、ジョッキを片手に、あっハッハ、と確かに笑いこぼしているのだ。ちょっとすごいでしょこれ。

だからといってドイツの裁判官は、何も、市民相手にワインやビールを飲んでいるばかりではありません。

ボランティアとして、市の法律相談機関で法律相談をうけもっている裁判官や、地元の高校で、課外授業をやっている裁判官の姿も登場する。授業は、生徒が服につけていた反核バッジのことで先生の注意をうけた、というケースを素材にしたもの。「表現の自由とデモ」がテーマである。

原発問題や核兵器問題について発言し、反対運動に参加する裁判官が平気でインタビューに応じてくる。

実際にドイツの裁判官の政治運動への参加はかなりハデなもので、中には、NATOの核配備に反対する裁判官が、米軍基地に通じる道路に座り込み、刑事事件に問われる、なんていうケースもおきている。そして何より、ドイツの裁判官の威勢の良さをみせつけるのは、こういうケースで政治運動をした裁判官が処分をうけそうになると、今度は何百人もの裁判官が、そういう処分に反対する意見広告を連名で新聞に出してしまうところなのだ。

まあ、これにくらべられると、さすがに日本の裁判官のオトナシさが目立っています。要は、市民に対するサービス精神の差、政治・行政にチェックを入れよう、という気迫の差、ということになるんだろう。その差は結局裁判官が下す判断の差に通じているようだ。

戦後50年で比較してみると、自然環境の保護（例えば長良川問題）など行政を相手にした裁判がドイツでは22万件もおきていて、原告側の勝訴率は10%以上。日本では1250件で原告勝訴率2〜3%。ドイツは憲法違反を認めた裁判が500件以上、日本では10件。この差はやっぱり大きい。

この差を作り出しているのは何なのか。その答はインタビューに登場する日本の元裁判

官の「最高裁にニラまれると、任地とか給料で不利になるし、裁判長もやらせてもらえない」という声代表しているのかもしれない。一昨年秋、盗聴法（この夏成立した法律で、裁判官の令状があれば捜査機関に通信傍受を認めるもの）に反対する市民集会に参加して発言した仙台の裁判官が、「積極的な政治活動を行った」ということで懲戒処分をくらった。

処分をうけた寺西裁判官の言い分は、今の裁判所は捜査機関の言いなりに令状を出してしまう傾向が強いので、盗聴法は危険だ、ということのようで、なるほどドイツとくらべればもっともな意見だ。

寺西氏は最高裁まで処分の効力を争ったのだが、結局10対5で処分は適法ということになった。

その判断の善し悪しはともかく、残念なのは、最高裁ですら大きく意見がわかる裁判官の発言の自由というテーマについて、肝心の裁判官の中から大きな議論がおこらなかったことだ。ドイツなら当然意見広告ものだったろう。

裁判官が米軍基地に座り込むのはいかががかと思うが、それにしてもニッポンの裁判官をも少し元気にする方法はないものか。と考

ていたところに、めずらしく、元氣な裁判官たちの本が出た。『裁判官は訴える！ 私たちの大疑問』（講談社）というこの本、開かれた司法をめざすという共通のねらいで最近できたらしい「日本裁判官ネットワーク」に所属する現職裁判官3人が実名で執筆している。どうやったら使い勝手の良い裁判所になるのか、という解決案をめぐる現場からの発言だけに、今の裁判所を理解するうえで必ず読本でもある。自転車通勤の裁判官や山登り好きの裁判官の肉声に近い言葉が僕には面白かった。もちろん、寺西裁判官の処分についても意見が出されている。

あ、それから「日独裁判官物語」を観たい人は、（03-3350-0619）に電話してきくように。

「本の雑誌」99・11月号 本の雑誌社刊

論壇



見聞の宣義 浅見

一九七〇年代の「司法の危機」から続いていた司法界における対立構造が終わるのではないか、そんな実感を持つ出来事があった。

十一月二十七日、東京都内の専修大学で数千人の裁判官が参加して第十七回裁判官懇話会が開かれた。裁判官懇話会とは、二十八年の歴史を持つ、裁判実務の研究のほか、司法全体の問題を討議している裁判官による手弁当の研究会である。

司法界の冷戦 雪解けの時

は真剣に答え、両者の間に極めて建設的な「対話」が成立した。司法界

された。裁判の独立が侵害されるとして、我妻栄東大名誉教授(当時)ら百五十四人は「司法の危機」を訴える声明を発表した。この時の最高裁人事局長が矢口元長官である。危機意識を持った裁判官たちは裁判官懇話会を開催し、それ以来、最高裁と「司法冷戦」ともいえるべき冷たい関係に突入した。実態は不明だ

任官後も裁判官の世界でトップのようだと考えられていた。危機が始まった当時強硬な「裁判官は公正らしさを保つべきだ」という考え方が長く影響力を持ったからである。このため、若い裁判官も司法修習生は、そうした会合はもともと、それらとは無関係の自主的な集まりでも、参加を極度に恐れてきたように

味がある。直ちに「備」は回復しないかも知れないが、重篤な病状は脱したと言えよう。根本的な問題は解決していないとする対話反対論が裁判官側にはあった。たまたま、疑心や憎しみといった複雑な感情が双方に交錯していたのは想像に難くない。しかし、それを乗り越えて歴史的な和解をもうけようとする切実な矢口元長官と裁判官懇話会世話人の勇気には、心から拍手を送りたい。

判決も訴訟指揮を生み出すという裁判官が現れるに違いない。今後は、この動きを司法全体に広げる必要がある。それは、現在の最高裁と現場の裁判官に求められる。今の最高裁は矢口元長官と考え方が必ずしも一致しているとはいえないが、裁判官懇話会などとはもちろん、私たちが司法改革を目指して今年九月に設立した日本裁判官ネットワークとも対話の努力をしてきた。現場の裁判官は、呪縛が解消に向かいつつあることを認識し、様々な立場の人と交流していきることが期待される。

に身を置く身として、歴史的な日が訪れたと感ずるべきではなかった。七一年三月、最高裁は宮本康昭判事の再任を拒否する決定をした。これは憲法上身分が保障されている裁判官の実質的な解雇にあたる。宮本判事が当該議論になっていた青年法律家協会の会員であったこともあり、解雇事由について様々な憶測

が、裁判官懇話会参加の裁判官は任地も給料において差別されるなか、青年法律家協会会員の司法修習生は任官が拒否されると言われてきた。私は「司法の危機」が始まって随分たつたから裁判官になったため、その発端は書物や先輩裁判官からの見聞でしか知らない。しかし、裁判官懇話会や青年法律家協会は、私が

ある。裁判官が般の中に閉じていても世間との交流を捨ててきた背景には自覚の有無にかかわらず、この問題が多分に影響していたと思われる。その意味で、司法内部に不信や萎縮という「備」を与えた対立構造は、司法の発展を遅らせたのである。こうした歴史と現状を踏まえる

味がある。直ちに「備」は回復しないかも知れないが、重篤な病状は脱したと言えよう。根本的な問題は解決していないとする対話反対論が裁判官側にはあった。たまたま、疑心や憎しみといった複雑な感情が双方に交錯していたのは想像に難くない。しかし、それを乗り越えて歴史的な和解をもうけようとする切実な矢口元長官と裁判官懇話会世話人の勇気には、心から拍手を送りたい。

判決も訴訟指揮を生み出すという裁判官が現れるに違いない。今後は、この動きを司法全体に広げる必要がある。それは、現在の最高裁と現場の裁判官に求められる。今の最高裁は矢口元長官と考え方が必ずしも一致しているとはいえないが、裁判官懇話会などとはもちろん、私たちが司法改革を目指して今年九月に設立した日本裁判官ネットワークとも対話の努力をしてきた。現場の裁判官は、呪縛が解消に向かいつつあることを認識し、様々な立場の人と交流していきることが期待される。

今回の対話の後、矢口元長官と裁判官懇話会参加者が懇親会で談笑する場面があった。過去を乗り越えて前向きに生きるこの大切さを感じてほしいと感じさせられた。これからの司法はこうでなければならぬ。

(元判事、預金保険機構大阪特別業務部長松尾調査役に向かい)投稿



ドイツにできたことが、なぜ日本にはできないのでしょうか。

日独裁判官の姿を通して「司法のあり方」を激しく問う六十分

記録映画 **日独**
裁判官物語

監督・製作・脚本/片桐直樹 撮影/山本駿 音楽/三木稔 ナレーター/山本圭
製作 記録映画「日独裁判官物語」製作・普及100人委員会/(株)青銅プロダクション

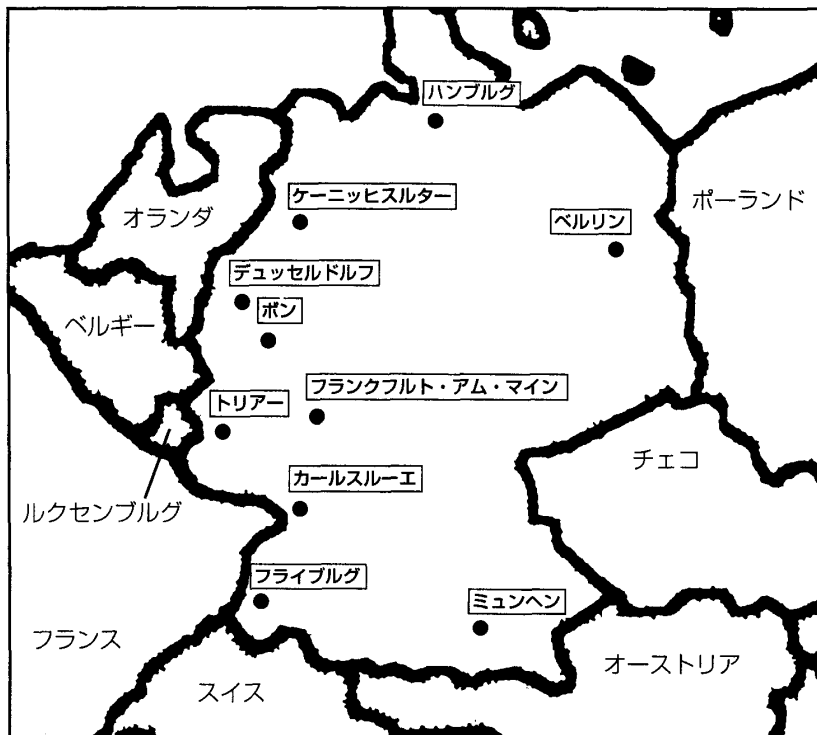
1953-1945

原案
日本弁護士連合会司法改革推進センター
協力
在ドイツ国駐在大使館
日本民生涯学習協会
監修
本誌大塚誠
本誌改訂



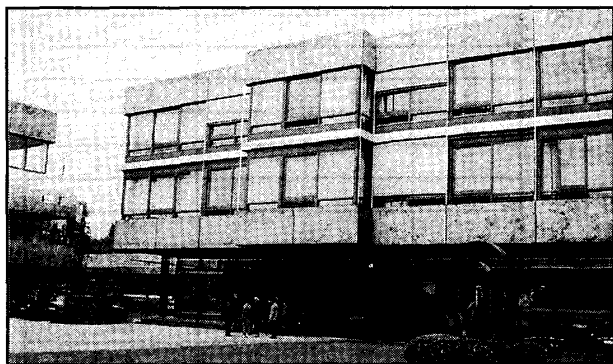
芸術文化振興基金助成事業

撮影隊ドイツ6000キロの行程



1998年	
10/10	フランクフルト・アム・マイン
10~12	トリアー
13、14	デュッセルドルフ
15~17	カールスルーエ
18~19	デュッセルドルフ
19	ボン
20	フライブルグ
21	カールスルーエ
22~24	ミュンヘン
25~27	ベルリン
28、29	ハンブルグ
30、31	ケーニヒスルター
11/1、2	フランクフルト・アム・マイン

カールスルーエ連邦憲法裁判所



活躍する女性裁判官 リンバッハ連邦憲法裁判所長官



ナチス司法犠牲者追悼碑

共にドイツ民族の名において、1930年から1945年にかけてナチス司法によって不当な被害を受けた男女を追悼する



勇気を出して語ってくれた裁判官、元裁判官たちは……

田川和幸裁判官 「雲の上の人というか、法壇の高さがね、そのまま生活意識に反映していると思うのです。……私が横に坐っても、偉そうにしているな一と、思いますからね」「その地域のために仕事をしているという意識が薄すぎると思うのですよ」

井垣康弘裁判官 「八回も転勤をしてみた実感としては、これほど転勤の必要はなかったなあ。あるいはマイナスであったかも知れないと……」「市民感情が解らないのではないかとと言われるのは、その通りだと思いますね」

梶田英雄元裁判官 「今のような体制をとっていますとね、結局、行政とかそれから立法とかを支持するという判断にばかりウエイトがいて、司法が、行政などをチェックするという本来の機能を発揮できないですね。裁判官の生活が今のようによくないものであるということが、関連してくるわけです」「そういう点でも、日本の裁判所は、やっぱり国民から離れています」

梶田英雄元裁判官 「裁判官の市民的自由は非常に制約されていますね。日本では裁判官は、いろんなことに気を使っていますから……。一般の人との接触にも非常に気を使い、いろんな団体に加入するとかね、そういう風なことも出来るだけしないようにしている。家にこもっていますね」「……もう、忙しくて他のことができないのですよ……」

安倍晴彦元裁判官 「やっぱり、市民的自由を行使して、市民の中に入って、市民と対話をするのだと思うんですね。……それが、司法権独立の、司法権が行政・立法権と独立して存在する意義ともつながると思うんですけどね」

＜裁判官の報酬表＞

判事	簡裁判事	判事補	報酬月額
最高裁判所長官			2,288,000
最高裁判所判事			1,670,000
東京高裁長官			1,599,000
その他の高裁長官			1,481,000
特			1,354,000
1			1,335,000
2			1,177,000
3	特		1,098,000
4	1		931,000
5	2		804,000
6	3		724,000
7	4		653,000
8			589,000
	5		497,600
	6	1	471,000
	7	2	433,000
	8	3	402,900
	9	4	376,700
	10	5	349,200
	11	6	330,400
	12	7	308,300
	13	8	296,700
	14	9	269,800
	15	10	260,000
	16	11	244,700
	17	12	235,500

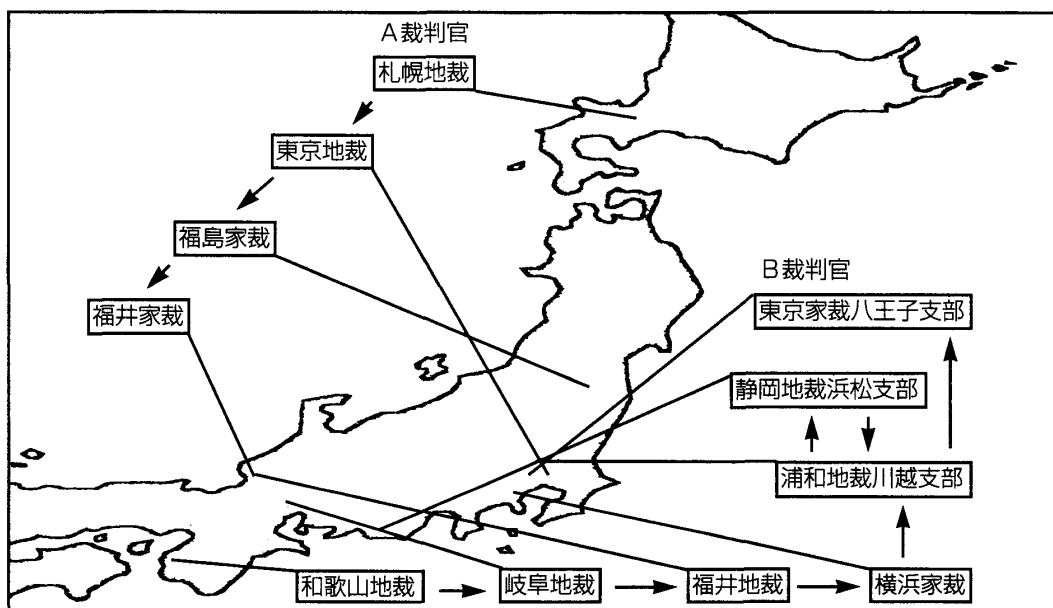
憲法と良心に従った裁判官

◎「自衛隊違憲」判決（1973.9）を出したA裁判官のその後の任地

札幌地裁（1973.9）→東京地裁→福島家裁→福井家裁→依願退官 [89.9]（家裁に12年余勤務して退官）

◎「選挙運動における戸別訪問禁止」に違憲判決（1968.3）を出したB裁判官のその後の任地

和歌山地裁（1968.3）→岐阜地裁→福井地裁→横浜家裁→浦和地裁川越支部→静岡地裁浜松支部→浦和地裁川越支部→東京家裁八王子支部→退官 [98]



梶田英雄元裁判官 「最高裁に睨まれると、任地の差別、給料の差別、そして、部の裁判長に就けさせないという、三つの差別があります」

田川和幸裁判官 「より高い地位とか、自分の望む任地に行けるようにしようと思うと、目立たないで、一生懸命仕事オンリーでやっているのが……」

宮本康昭裁判官再任拒否事件

1971年3月31日、最高裁は、10年の任期を迎えた宮本判事補を再任せず、その理由も告げなかった。宮本裁判官は、青年法律家協会の会員で、良心的な裁判官としての評価が高かった。その後弁護士となり、司法改革運動で活躍。

寺西和史判事補懲戒事件

98年4月18日、市民が主宰した「盗聴法反対集会」に出た寺西裁判官が、会場で、「パネリストとして参加するつもりであったが、所長から注意されたので参加できない」と発言した。この言動が「積極的な政治運動に当る」として、仙台高裁で戒告処分された。

梶田英雄元裁判官 「宮本再任拒否以降、やっぱり一般の裁判官に、非常に強い記憶を残していますよ」

外から日本の裁判官・裁判所を見ると

国連総会決議（1985年）－司法部の独立に関する基本原則

第8条「司法部の構成員は、世界人権宣言に従って、他の市民と同様に、表現、信念、結社及び集会の自由についての権利を有する」

国際人権規約委員会「最終見解」（98.11.5）－日本政府への勧告書－

32. <裁判官、検察官、行政官に対する国際人権法教育>

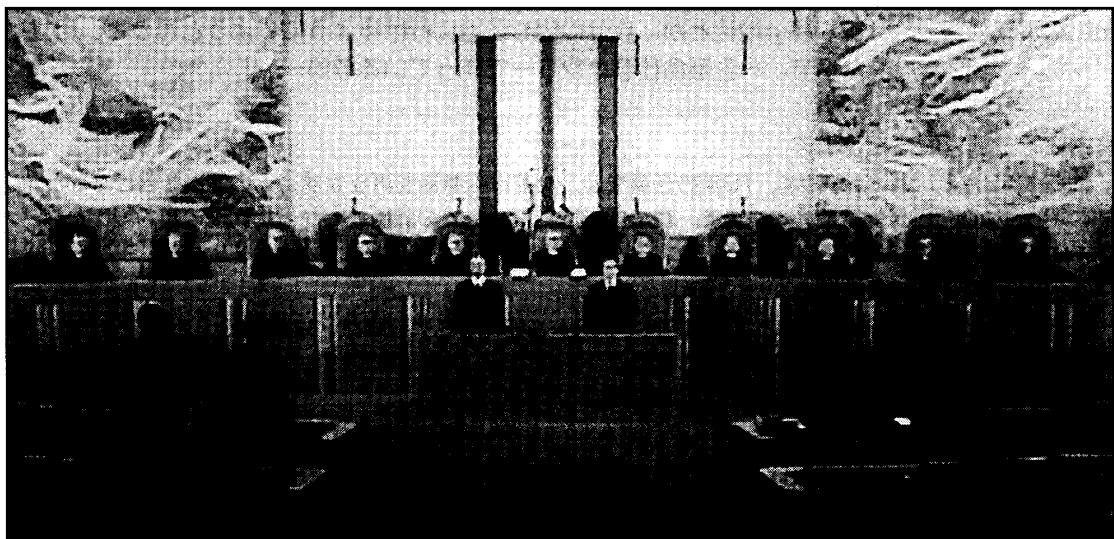
「委員会は、規約で保証された人権について、裁判官、検察官、及び行政官に対する研修が何ら提供されていないことに懸念を有する。……。裁判官を規約の規定に習熟させるため、裁判官協議会及びセミナーが開催されるべきである……」

リヨン・カーン氏（フランス破棄院検事）

96年11月、日本民主法律家協会の第29回司法研究集会で講演した後、日本の裁判官の現状についての質問に答えた。「ちょっと比喻を使えば、日本の裁判官はフランスの19世紀の2級市民ですわね」

経済同友会－「わが国現代社会の病理と処方」より「司法は、三権分立の一権として立法・行政を監視するという重大な使命と大きな権限を持ちながら、例えば一票の格差を黙認する、………など、本来の機能を果しておらず、存在感すら薄れている」

宮内義彦氏（オリックス社長）－日本経済新聞98.2.15「官僚制壊し、発想柔軟に」から「最高裁判所事務総局を頂点とする一つの官僚制度が出来上がっていることが一番の問題」「最高裁がかつての法王庁のように振る舞っていないか。最高裁の顔色を見ながら、ものも言えないという裁判所の体質を変えないとだめです」



この映画の中でドイツの裁判官たちは……

リンバッハ連邦憲法裁判所長官 ーカールスルーエの連邦憲法裁判所の長官室でー

「この裁判所は、市民のための裁判所だといわれています。」「この裁判所は、創立以来、47年の間に500件以上の違憲判決を出してきました」

陰の声 日本の最高裁では、77年からの20年間に違憲判決はゼロでした。

キューリンク連邦憲法裁判所判事 ースクーターを降りて、判事室でー

「戦後の若い世代が次第に登場して、古い法律も新しくできた基本法に照らして解釈し、民主的な方向に司法全体のメンタリティを変えて行きます。この方向の大きく変わったのは、1960年代の世代交代からです。」

陰の声 わが国は、古き良き裁判所の伝統を引き継いで、なお戦前の陰が。

ゲンチュ裁判官 ーベルリンの連邦行政裁判所でー

「行政裁判所の使命は、市民を行政の違法行為から守るということです。ですから、他の裁判所に比べて行政の違法行為には敏感です。私は、原子力発電所の認可取消訴訟に関わって、これを取り消しました。」

陰の声 わが国では、原発も火力発電も空港も止まったことはありません。

ヘルビック裁判官 ーミュンヘン郊外の自宅でー

「裁判官は公正で勇気ある判断をするためにも、普通の市民生活や市民運動、政治に積極的に関わるべきだと思います」「裁判官にとって、最も重要な任務は、社会的、経済的強者から弱者を守ることです」

陰の声 わが国では、裁判官が市民集会で発言するだけで、「戒告」処分です。

クラマー元裁判官 ーケーニッヒスルターの集会場でー

「1960年代に、裁判官の独立が事実上存在しないことに革新的な裁判官たちは気づきました。それは、裁判所長官の指示によって、裁判官の言論の自由が制限されたり、批判的発言が懲戒処分を受けたからです。」「80年代になると問題意識をもった批判的裁判官の数が急増しました。」

陰の声 60年代は、わが国でも若干。しかし、宮本裁判官の「首切り」で消滅。

ダイゼロート裁判官 ーデュッセルドルフのレストランでー

「なぜ組合に入っているかという、働く人たちと同じ立場にあるからです。一般の市民より高い立場にあるのではないことを示したいからです」

陰の声 日本の裁判官は、組合に入れません。なぜなら、ないからです。

グロートヘア裁判官 ーハンブルグ財政裁判所の長官室でー

「市民にアクセスしやすい親しみやすい裁判所をつくらうと、司法改革を行っていました。それは、市民と裁判所の間にあった壁をなくすことを狙いました」

陰の声 わが国では、これは一部のうるさい弁護士の声、と評価されます。

なぜ、この映画を作ることに？

○内閣・国会に優しい裁判所

最高裁判所は、公務員には選挙ポスターを貼ってもいけないと政治活動を禁止する一方、企業には、憲法に規定がなくとも政治活動を行う「基本的人権」がある、と政治献金の自由を認めました。そして、その政治献金の収支報告書を国民が見ようとすると「閲覧」はできるが、「コピーは駄目」といいます。衆議院議員選挙での一票の重みについて、最高裁は、格差5対1を「違憲・違法」とはしましたが、「選挙は有効」と言い、行政府と立法府の怠慢の跡始末をしてきました。

○下には厳しい人事統制

最高裁事務総局は、下級審の裁判官に対しては、団体加入をしている者には見せしめに解雇に等しい「再任拒否」、違憲判決をした者は「島流し」ともいうべき支部への配属、市民主催の集会に参加すれば懲戒処分（戒告）と、厳しい人事統制を敷いてきました。こういう処分が繰り返されれば、どのような判決が期待されているのか、裁判官にはよく分かります。

○これらの事実を知っていただくために

市民生活が自由で活発なドイツの裁判官、家にこもることの多い日本の裁判官。これが両国の司法の状況を象徴的に現わしています。この映画は、ドイツを鏡にして日本の裁判官・裁判所の姿を映し出し、その実情を多くの方々を知っていただくためにつくりました。裁判官が、憲法と良心に基づいて、凛とした裁判をできるようにしたいとの願いをこめてつくりました。

○3000人ちかい方々から4600万円のカンパ

この映画製作費は、大勢の弁護士や市民の方々からのカンパでまかないました。ある故人の遺産からは1000万円もの寄贈を受け、じん肺訴訟弁護団からも多額の支援を受けました。この映画は、わが国の裁判所を憂える人々の心が結晶となったものです。

この皆さんのお気持ちが、片桐直樹監督や監修の木佐茂男北大教授、そして、私たち「100人委員会」事務局への大きな励ましとなって、この映画は完成しました。

日本の裁判所を良くするためにと、心から協力して下さったドイツの裁判官の皆さん。そして、勇気をもって出演して下さったわが国の裁判官。心からお礼を申し上げます。

○これから、ひとりでも多くの方々に見ていただきたい

わが国の裁判所が、グローバルスタンダードに照らして、本来の司法の機能を果せる裁判所、最高裁判所になってもらいたいです。そのためには、多くの方々に見ていただき、裁判官と裁判所に関心と監視の目を向けていただきたいのです。各地で上映会を開いてください。ご協力をお願いします。

記録映画「日独裁判官物語」製作・普及100人委員会

代表 鬼追明夫 事務局長 高橋利明

日独裁判官物語

監督・製作・脚本

片桐直樹

撮影

山本駿

音楽

三木稔

ナレーター

山本圭

監修

北海道大学教授 木佐茂男

推薦

日本弁護士連合会司法改革推進センター

協力

在日ドイツ連邦共和国大使館

日本民主法律家協会

記録映画「日独裁判官物語」制作・普及100人委員会

代表 鬼追明夫

事務所 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル3階

日本民主法律家協会内

TEL 03-5367-5432 FAX 03-5367-5431